

# 社会保険の電子申請 要点まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

2020年4月より特定の法人を対象に、一部の手続きが電子申請（e-Gov）に義務化されました。これにより、対象となる法人は、オンラインでの手続きが必須となっています。電子申請（e-Gov）とは、厚生労働省などが管轄する行政手続きを、インターネット上で行える仕組みです。

### 電子申請のメリット：

- 都合の良い時間に申請できる
- 行政窓口への移動時間や交通費を削減できる
- 申請書の手書きが不要となり、記入ミスや手間を軽減できる
- 申請書の紛失や情報漏洩のリスクを低減できる

## 電子申請の方法

- **e-Govサイトから直接申請:** 政府提供のe-Govサイトを利用。e-Govアカウント取得が必要です。電子証明書は必要な場合と不要場合があります。
- **外部連携API対応ソフトを利用して申請:** e-Govと連携する民間企業のソフトウェアを利用。使いやすい画面で、既存の人事管理システムとの連携も可能です。

## 電子申請の義務化となる対象法人

社会保険・労働保険の一部の電子申請が義務化される「特定の法人」は、以下のいずれかに該当する企業です。

- 資本金または出資額が1億円を超える法人
- 保険業法に基づく「相互会社」
- 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく「投資法人」
- 資産の流動化に関する法律に基づく「特定目的会社」

なお、中小企業の多くは特定法人に該当しないため、電子申請義務化の対象外です。（電子申請も行えます）

## 電子申請が義務化される手続き

保険の種類	手続き内容
健康保険・厚生年金保険	報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、賞与支払届
雇用保険	被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者転勤届、高年齢雇用継続給付支給申請、育児休業給付金支給申請
労働保険	継続事業（一括有期事業含む）の概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書などの年度更新に関する申告書、増加概算保険料申告書（ただし、労働保険事務組合に委託している場合や単独有期事業、年度途中で保険関係が成立した事業が期限までに提出する概算保険料申告書など一部は例外）

なお、義務化の対象外ですが、電子申請が可能な手続きも多数あります。それらの手続きについては、電子申請と書面申請のいずれかを選択できます。詳しくはこちらの資料をご参照ください。

- [電子申請対象申請書等一覧表（令和7年4月1日時点）](#)

## 電子申請が可能な手続き（義務ではない）

義務化の対象外ですが、電子申請が可能な手続きも多数あります。これらの手続きは、電子申請と書面申請のいずれかを選択できます。以下は、その一例です。

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
- 健康保険 被扶養者（異動）届
- 健康保険・厚生年金保険 新規適用届
- 任意適用申請書
- 任意適用取消申請書
- 一括適用承認申請書
- 産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届
- 育児休業給付金 支給申請

他にも数多くあるので、詳しくはこちらの資料をご参考ください。

- [電子申請対象申請書等一覧表（令和7年4月1日時点）](#)